

JIS

国際標準逐次刊行物番号 (ISSN)

JIS X 0306 : 2023

(ISO 3297 : 2022)

(INFOSTA/JSA)

令和 5 年 9 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	岩 淵 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	上 野 貴 由	一般社団法人日本電機工業会
	岡 本 正 英	IEC/SMB 委員 (株式会社日立製作所)
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	河 合 和 哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	高 橋 弘	IEC/CAB 委員 (富士電機株式会社)
	田 中 博 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	田 辺 恵 子	主婦連合会
	野 田 耕 一	一般財団法人日本規格協会
	林 泰 弘	早稲田大学
	平 本 俊 郎	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 63.2.1 改正：令和 5.9.20

官 報 掲 載 日：令和 5.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報科学技術協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館 TEL 03-6222-8506)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 メタデータ	2
3.2 利害関係者	3
3.3 識別される資料	4
3.4 識別子及びロケータ	5
4 ISSN 及びクラスターISSN の構築	6
5 ISSN (ISSN) の付与—原則	7
6 キータイトル及びキータイトル略語形の設定	8
7 クラスターISSN で識別される継続資料クラスター	8
8 ISSN 及びクラスターISSN の表示	8
9 ISSN の機械可読性	10
10 ISSN メタデータ	12
11 ISSN ネットワークの管理	12
附属書 A (規定) ISSN のチェックデジット	13
附属書 B (規定) Linking ISSN (ISSN-L)	14
附属書 C (規定) ISSN メタデータプロファイル	15
附属書 D (規定) ISSN ネットワークの管理	19
附属書 E (参考) ISSN の相互運用性	21
参考文献	27
解 説	29

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報科学技術協会（INFOSTA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0306:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

国際標準逐次刊行物番号 (ISSN)

International standard serial number (ISSN)

序文

この規格は、2022年に第7版として発行されたISO 3297を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

逐次刊行物及びその他の継続資料のための、簡易で一意かつ明瞭な識別コードに対する要望は、国際的に認識されてきた。図書館、抄録作成サービス及びその他のコンテンツ利用者、システム提供者、頒布者及びその他の取次業者、並びに出版者及びその他のコンテンツ制作者の間で行われる情報交換は、標準コードの必要性を証明するものである。これらの異なる組織間の連絡は、国境を越えて行われる。したがって、数字による国際コードが必要である。というのは、逐次刊行物の制作者及び利用者の大多数が使用しているといえる文字体系は一つもないからである。これらの必要性に応じて、国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) が逐次刊行物の識別コードとして定められてきた。ISSNは、コード自体から推論可能な意味をもたない不透明な識別子である。

国際逐次刊行物データシステム (ISDS) は、ユネスコのUNISIST (世界科学情報システム) 計画の枠組に位置付けられ、ISSN付与を管理する政府間機関として指定を受け、設立された。1993年に、ISDSは、ISO 3297登録機関とISO 3297登録代行機関とから成る政府間機関であるISSNネットワークとなり、ISSNの付与を含め、幾つかの登録サービスが委任されている。

対応国際規格の初版から第3版までは、逐次刊行物だけを扱っていた。しかし、2002年に、新しい資料のカテゴリーである“継続資料”が図書館界で定義され、更新されるデータベースのような新しい種類の資料を含むものとされた。第4版の適用範囲は、逐次刊行物及びその他の継続資料を収めるよう拡大された。第5版では、ビジネスモデルへの言及を規格から削除した。第6版は、関連する継続資料を新しいクラスターの型にグループ化し、識別する能力を確立することによって、業界の要求に応答した。さらに、第6版では、資料の付加的特性の伝達を可能にするために、より豊富なメタデータ要素を規定した。

1 適用範囲

この規格は、逐次刊行物及びその他の継続資料を一意に識別する標準コード (ISSN) の利用を規定し、促進するものである。

それぞれの国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) は、冊子体か電子媒体かにかかわらず、逐次刊行物又はその他の継続資料を媒体も含めて一意に識別するものである。

この規格では、関連する継続資料を、この規格で定義しているように個別のプレフィックスを付したISSNで識別されるクラスターにグループ化することも可能である。